

ハンセン病問題の正しい理解のための普及啓発等を行う 瀬戸内市「地域おこし協力隊」を募集します

瀬戸内市は、岡山県南東部に位置し、瀬戸内海国立公園内の多島美景観、竹久夢二の生家、備前おさふね刀剣の里など豊かな自然環境、歴史・文化資源を有しています。また、温暖な瀬戸内海式気候を活用した農業や牡蠣の養殖などの水産業も盛んな地域です。

この瀬戸内海に浮かぶ島の1つに長島があります。長島には2つの国立ハンセン病療養所（長島愛生園及び邑久光明園）があり、そこで暮らす入所者はハンセン病という病に苦しみ、社会から隔離され、偏見と差別の中でも力強く生き抜いてこられました。

瀬戸内市では、ハンセン病回復者の方々の名誉回復と偏見・差別の解消を目指し、ハンセン病問題の正しい理解の普及啓発と療養所の歴史を未来へ語り継ぐ取り組みを行っています。

ハンセン病療養所とそこに生きた人々の記憶を未来に語り継ぎ、ハンセン病問題のみならず「偏見や差別」「命の大切さ」「人権問題」について考える機会を提供するため、新たな視点と発想で療養所入所者と地域の人々をつなぎ、人と島を結びつける地域おこし協力隊を瀬戸内市地域おこし協力隊設置要綱に基づき募集します。



（撮影者：写真家 島 隆諦）

ハンセン病問題について

「ハンセン病とは」

ハンセン病は、「らい菌」という細菌がおこす慢性の感染症です。「らい菌」の病原性は極めて低く、感染したとしても発病に至ることは極めてまれです。しかしながら発病すると知覚麻痺が起こり、末梢神経や皮膚に病変が生じ、体の一部が変形するといった後遺症が残ることなどから、偏見や差別の対象になりました。現在では、適切な治療方法が確立され、ハンセン病は完治でき、また、現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境では仮に「らい菌」に感染しても、ハンセン病を発病することはほとんどありません。

「ハンセン病患者に対する偏見や差別に関する歴史」

日本では1907年にいわゆる「放浪患者」を療養施設に収容する「癩予防ニ関スル件」が公布され、1931年には在宅患者も収容し絶対隔離が本格化する「癩予防法」が施行され、各地では官民をあげた「無癩県運動」が展開されました。患者を見つけ出し療養所に送り込むという光景は、人々の心の中に「ハンセン病は感染力の強い恐ろしい伝染病」という誤ったイメージを植え付け、偏見や差別を助長しました。1943年に米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告され、第二次世界大戦後には日本国内でも次第に多くのハンセン病患者に投与されるようになり、治療法が確立されました。しかしながら、国による誤った日本のハンセン病患者隔離政策は1996年に「らい予防法」が廃止されるまで続きました。隔離政策が終わるも、入所者の社会や家族との絆は断絶しています。帰る場所もなく、後遺症を患いながら高齢化しているため社会復帰が困難な状況です。

「ハンセン病回復者等の名誉回復及び偏見・差別の解消に関する取り組み」

「ハンセン病療養所の将来構想を進める会・岡山」は、2011年に長島愛生園及び邑久光明園の入所者の方々が、良好な生活環境を確保するとともに、人権教育の場としての長島の充実、施設の地域への開放、入所者と地域住民の交流のあり方などを記した両園それぞれの将来構想を策定しました。

また、2018年には特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会が設立され、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」に、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」にそれぞれ登録する取り組みを行っています。



(撮影者：写真家 西 岳海)

瀬戸内市「地域おこし協力隊(会計年度任用職員)」募集要項

1. 募集人員

ハンセン病問題の正しい理解のための普及啓発等を行う

地域おこし協力隊員 1名

2. 活動内容

- (1) ハンセン病問題の正しい理解のために人を呼び込むイベント等の実施
- (2) ハンセン病問題の歴史を新たな視点で掘り起こした記録のアーカイブ化と活用
- (3) 長島とハンセン病の歴史を多様なツールを用いて情報発信
- (4) 人権学習及び教育旅行のための素材の掘り起こし
- (5) 両園の入所者と地域住民との交流促進

3. 募集対象(募集条件)

- (1) 年 齢

令和2年4月1日現在で20歳以上の方

- (2) 住 所

3大都市圏をはじめとする都市地域に居住し、委嘱後、瀬戸内市内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方

※「3大都市圏をはじめとする都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域をいいます。詳しくはお問い合わせください。

- (3) 資格等

- ・普通自動車運転免許を取得し、日常的に自動車を運転している方
- ・基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、メール等)のできる方
- ・SNS等による情報発信ができるスキルを保有している方

- (4) その他

- ・心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- ・ハンセン病問題の正しい理解の普及啓発に関心のある方
- ・地域おこしに意欲と情熱があり、市民等と積極的に協働できる方

4. 勤務地

瀬戸内市内

5. 勤務日・勤務時間

- (1) 勤務日数
原則として月曜日から金曜日のうち週4日
土曜日・日曜日・祝日に活動した場合は代休対応
- (2) 勤務時間
1日7.5時間、週30時間
- (3) 休暇
採用後半年経過後、年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等があります。

6. 任用形態及び任用期間

- (1) 任用形態
会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
- (2) 任用期間
任用の日（令和2年12月1日予定）から令和3年3月31日まで
※採用後1箇月は条件付採用となります。なお、勤務成績が良好な場合、一会計年度ごとに更新があり、最長3年まで再度任用を行う場合があります。

7. 処遇・福利厚生

- (1) 報酬
月額166,000円
※瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、通勤費用弁償を支給します。
- (2) 住居
市が借上げ提供
- (3) 福利厚生
健康保険、厚生年金、雇用保険加入
- (4) その他
活動に必要な経費を予算の範囲内で支給します。引越しに係る経費、住居に係る光熱水費等、活動期間中の生活に必要な備品などは隊員の負担となります。
※今後、待遇、報酬及び福利厚生等の内容に変更が生じる場合がございます。予めご了承の上ご応募ください。

8. 応募手続

- (1) 受付期間
令和2年8月3日（月）～令和2年9月7日（月）
※持参の場合は、月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお

越してください。郵送の場合は、9月7日までに届いたものが有効となります。

(2) 提出書類

ア 会計年度任用職員採用申込書（様式1）

イ 瀬戸内市地域おこし協力隊 応募用紙（様式2）

ウ 瀬戸内市地域おこし協力隊 活動目標レポート（様式3）

エ 現住所の住民票

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

提出書類は返却いたしません。

(3) 申込み先・問い合わせ先

瀬戸内市役所 市民部市民課 人権啓発室

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL. 0869-22-3922

E-mail : jinken@city.setouchi.lg.jp

9. 選考の流れ

(1) 審査方法

・第1次選考

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

・第2次選考

第1次審査合格者について面接審査を行います。日時等は第1次審査結果を通知する際にお知らせします。なお、第2次選考審査に要する交通費等は個人負担とします。

※Zoom等によるWEB面接審査を指定する場合があります。

(2) 最終選考結果のお知らせ

最終選考結果は令和2年11月上旬に文書で通知します。

10. その他

募集に関する質問等は、8の(3)の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。